

ETCカード追加申込書(個人用)



ETCカードで、有料道路料金所をスムーズに通過し、通行料金をスマートに決済。

※ETCをご利用いただくには、ETC車載器が必要です。
 ※ETCは財団法人道路システム高度化推進機構の登録商標、および自動料金収受システム(Electronic Toll Collection System)の商標です。

お申し込みにあたり

※ETCカードはクレジットカードに追加して発行するカードですので、既にクレジットカードをお持ちいただいている会員さまに限り発行が可能です。
 ※ETCカードはクレジットカード1枚につき1枚発行いたします。
 ※ETCカードのご請求は、事務処理上、ご利用日からお引き落としまでに、2~3カ月かかる場合がございます。

■本人会員さまのETCカード追加をご希望の方

- すでにクレジットカードをお持ちの方
 本申込書の①に、追加を希望される本人会員さまのクレジットカード会員番号(16桁)を必ずご記入ください。
- クレジットカードをお持ちでない方
 本申込書では、お申し込みいただけません。新規入会申込書にてお申し込みください。

■ご家族さまのETCカード追加をご希望の方

本人会員さまがETCカードをお持ちでない場合は本申込書にて今回同時にお申し込みいただく必要があります。

- すでに家族クレジットカードをお持ちの方
 本申込書の①および②に、本人会員クレジットカードの会員番号と家族クレジットカードの会員番号を必ずご記入ください。
 [本人会員さまがETCカードをお持ちの場合:家族会員ETCカードのみ発行させていただきます
 本人会員さまがETCカードをお持ちでない場合:本人会員ETCカード、家族会員ETCカードを同時に発行させていただきます]
- 家族クレジットカードをお持ちでない方
 別途、家族カードのお申し込みが必要となります。お手数ですが、家族カード追加申込書をご請求ください。

〈お申し込みに関するお問い合わせ〉カード裏面に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■年会費 : 無料

対象会員 : 個人会員さま

※ただし下記カードは550円(税込み)(初年度無料)となります。

TOKAIカード

※ETCカードの初年度無料適用期間は、ご家族さまのカード追加お申し込み時から、本人会員さまの次回年会費請求までの間となります。

トヨタファイナンス株式会社 御中

私はETC CARD利用規定を承認のうえ、ETCカードの発行を申し込みます。また、私は、入会後、家族会員に対して会員に適用されるすべての会員規約・規定・特約が、同様に適用されることをあらかじめ承諾し、家族会員に遵守させるものとします。なお、貴社審査の結果ETCカードの発行を受けられなくとも何ら異議はありません。

①本人会員さまのご記入ください

●ETCカードの追加を希望されるクレジットカードの会員番号*(16桁)を必ずご記入ください。 *トレッサスタイルカードプラス会員の方はカード表面の会員番号(16桁)をご記入ください。

クレジットカード 会員番号	<input type="text"/>	お申し込み日	年 月 日
------------------	----------------------	--------	-------

本人会員 お名前(自署)	フリガナ	現在お届けの 自宅電話	() -
		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日(満 歳)

自宅現住所	フリガナ	TEL() -
	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	

お届けの
自宅現住所・電話番号に
変更がある場合に限り
ご記入ください。

②ご家族さまご自身(自署)のご記入ください

私(カード申込人)は、ETC CARD利用規定の内容を承諾のうえ、発行を申し込みます。また、私は、会員に適用される会員規約・規定・特約が発行後適用となることをあらかじめ承諾します。なお、審査の結果入会できなくとも何ら異議はありません。

●ETCカードの追加を希望されるクレジットカードの会員番号*(16桁)を必ずご記入ください。 *トレッサスタイルカードプラス会員の方はカード表面の会員番号(16桁)をご記入ください。

家族カード 会員番号	<input type="text"/>	※家族ETCカードを2名以上追加申し込みされる場合は、お手持ちのカード裏面に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
---------------	----------------------	--

お名前 (自署)	フリガナ	続 柄	① 配偶者(4)	性 別	① 男	生 年 月 日	大正・昭和・平成
			② 親子(1)		② 女		年 月 日(満 歳)

私は、ETC CARD利用規定の内容を確認し、承認のうえ、入会を申し込みます。

販売店 販売会社	営業 所名	
販売店 コード	営業所 コード	
スタッフ コード	担当	日付

TFC使用欄

11028014

下記の規定をご承認のうえ、お申し込みください。また、ご確認後は切り取ってお手元に保管してください。
なお、会員規約全文はトヨタファイナンスのホームページ(<https://tscubic.com/kiyaku/>)でご確認いただけます。

— ETC CARD利用規定— (お申込者控) (抜粋)

第1条(本規定の趣旨)

本規定は、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)が発行するETC CARD(以下「ETCカード」という)の利用に関する基本的事項を定めるものです。ETCカードの利用にあたっては、本規定の他、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を遵守するものとします。

第2条(ETCカードの貸与と取扱)

1. 当社は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカードの会員で、当社所定の方法によりETCカード発行の申込を行い、当社が適当と認めた方(以下「会員」という)に対し、会員が指定し当社が認めたクレジットカード(以下「親カード」という)にETCカードを追加して発行し、貸与します。なお、新たに当社指定のクレジットカードの申込を行う場合、ETCカードも同時に申込むものとします。
2. 会員は、ETCシステムの利用にあたっては、親カードに代えてETCカードを使用することにより、親カードの決済機能を利用することができます。
3. ETCカードの所有権は当社に帰属します。
4. ETCカードは、ETCカード上に表示された会員本人のみが利用することができます。
5. 会員は、貸与されたETCカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、ETCカード上に表示された会員本人以外の者(以下「他人」という)に、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにETCカードの占有を移転することはできないものとします。ただし、当社がETCカードの返却を求めた場合は、会員はこれに応じるものとします。
6. 前項の規定に違反し、ETCカードが他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。

第3条(定義)

本規定における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- ①「道路事業者」とは東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および地方道路公社等の道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、当社または当社とETCカード発行に関する契約を締結した企業とETC決済契約を締結した者をいいます。
- ②「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所において、ETCカード、車載器、および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金を自動収受するシステムをいいます。
- ③「ETCカード」とは、ETCシステムの利用者を識別し、車載器を動作させる機能を有する専用カードのことをいいます。
- ④「車載器」とは、車両に設置し、路側システムとの間で料金情報の通信を行う機能を有する装置のことをいいます。
- ⑤「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器との無線通信により料金情報を授受する装置のことをいいます。

第4条(ETCカードの利用方法)

1. 会員は、道路事業者所定の料金所において、道路事業者が定める方法で当該料金所を通過することにより、ETCカードでの通行料金支払いができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員は、道路事業者所定の料金所において、ETCカードの呈示による通行料金の支払いを求められた場合には、これに応じるものとします。

第5条(ETCカード利用代金の支払方法)

ETCカード利用代金の支払方法は1回払に限るものとし、会員は親カードの会員規約(以下「会員規約」という)に定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払うものとします。

第6条(ETCカードの利用可能枠)

ETCカードの利用は、カード利用可能枠の範囲内に限られるものとします。

第7条(利用状況に関する疑義)

1. 当社からのETCカード利用代金の請求は、道路事業者作成の請求データに基づいて行うものとします。
2. 前項の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者との間で解決するものとし、当社へのETCカード利用代金の支払い義務は免れないものとします。

第8条(ETCカードの紛失・盗難等)

ETCカードの紛失・盗難等により他人にETCカードが利用された場合の会員の責任については、親カードの会員規約第15条を準用するものとし、同条による補償の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。なお、会員が、ETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について、重大な過失があったものとみなします。

第9条(年会費)

会員は、ETCカードの利用にあたっては、当社所定の期日に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済みの年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条(ETCカードの有効期限)

1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード券面に表示した月の末日までとします。
2. 当社は、ETCカードの有効期限までに退会の申出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という)を送付します。なお、ETCカードの有効期限の13ヶ月前に属する月の1日から有効期限の2ヶ月前に属する月の末日までにETCカードの利用がない場合、当社は会員へ通知のうえ、更新カードを送付しないことができるものとします。
3. 会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードを利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において、切断等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
4. ETCカードの有効期限前におけるETCカード利用に基づく債務の支払いについては、有効期限経過後も本規定を適用するものとします。

第11条(ETCカードの退会)

1. 会員は当社所定の方法によりETCカードの退会をすることができます。この場合、直ちにETCカードその他当社からの貸与物を返還し、当社所定の手続を行います。
2. 会員が親カードを退会し、または親カードの会員資格を喪失した場合は、当然にETCカードも退会となります。なお、この場合、当該会員に係る家族会員に貸与されているETCカードも同様にならざることを要し、退会後ETCカードを直ちに当社に返還します。
3. 会員は、第1項または第2項による退会または会員資格の喪失の後に会員がETCカードを利用した場合にも、第5条に基づきETCカード利用代金を支払います。
4. 第1項および第2項にかかわらず当社がETCカードを返還しない対応を認めた場合、会員は、ETCカードを切断し利用不能の状態にして処分します。

第12条(再発行)

ETCカードの紛失・盗難・毀損等により会員がカード再発行を希望した場合、当社は再発行について審査の上これを認めた場合のみカードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

第13条(利用停止措置等)

会員の本規定または会員規約に違反した場合、ETCカードの利用状況が適当でない場合等におけるETCカードに関する利用停止および返還もしくは回収の措置については、会員規約第19条を準用するものとします。

第14条(免責)

当社は、ETCカード利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任を負わないものとします。

第15条(道路事業者による請求)

1. 第5条の規定にかかわらず、当社と道路事業者との間で特に必要と判断した場合は、道路事業者から会員に対し、ETCカードの利用にかかる代金を請求することがあります。
2. 会員は、前項の目的に必要な範囲で、当社が道路事業者に対して会員の属性およびETCカードの利用に関する情報を提供する場合があることに予め同意するものとします。

第16条(規定の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規定を変更することができるものとします。

第17条(会員規約の適用)

本規定に定めのない事項については、親カードの会員規約に定めるところによるものとします。

第19条(道路事業者所定の料金所以外での利用)

第4条の規定にかかわらず、会員は、当社が別途認める場合に、ETCカードを道路事業者所定の料金所以外での支払いに利用すること(以下「有料道路外利用」という)ができます。この場合、会員は、本規定および別途有料道路外利用にかかるサービスを提供する事業者が定める利用規約等(本規定に反しない内容に限る)に従って、ETCカードを利用するものとし、当社は、ETCカード利用代金の決済に関する事項を除き、有料道路外利用にかかるサービス、ETCシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任を負わないものとします。